

# どりいむ倶楽部



Vol. 1 4

平成 30 年  
 1 月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。  
 でもでも事務所で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。  
 「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

## 謹賀新年

～日本人のペット観と犬の社会観～

法人代表・弁護士 松江 仁美

弁護士・空手家・コメンテーターと、  
 マルチに活躍する松江仁美弁護士  
 が、「今」伝えたいことは……。



さて、戌年の今年、来るわ、来るわ、ペットの犬の写真の年賀状。  
 もう、我が家の犬が一番可愛いという自慢大会。ご期待に応えて、  
 我が家の愛犬、アンディ君(ビーグル、雄、7才)です。

しかし、我が家の愛犬  
 と言うより、私としては、  
 我が家の末息子、と言っ  
 た方がしっくりきます。  
 実はこれ、日本人の独特  
 のペット観らしいのです。  
 日本人というのは世界で  
 も珍しく、ペットを家族に  
 にしてしまう民族なのだ  
 そうです。心当たりありま  
 せんか？自分でも意識せ



ずに、うちの犬と言わずに、うちの子と言っていないか？私なん  
 か、アンディに向かって「それは、パパにやってもらいなさい」「お  
 姉ちゃんの部屋に入っちゃダメでしょ」なんて、平気で話しかけて  
 しまっています。うーん、かなり重症。動物病院にいても「松江  
 アンディちゃん」なんて、受付の方に呼ばれているのを不思議  
 とも思わなくなっています。おい、苗字があるよ、うちの犬、なんて、  
 今更思わないのです。

ところで、犬の方はどういった感覚で、人間を見ているのでしょ  
 うか。犬は完全な縦社会の生き物なので、犬の社会観は、自分よ  
 り相手が上か下かで全てが決まっています。ある番組で以前

おもしろい実験をしていました。家族が皆で横一列に並んで、こ  
 の家の飼い犬を呼ぶのです。誰のところに真っ先に行くかで、家  
 でのその人の犬から見た順位がわかるのです。実験に参加した  
 ご家族は、お父さん、お母さん、お姉さん、弟君の4人家族でした  
 が、最初に犬が走って行ったのは、お父さんでした。「私がいつも  
 面倒見て、ご飯もあげているのに！」とお母さん、怒ってましたが、  
 犬から見たら、逆に世話をしてくれる人は地位が低いのですね。  
 この家は、お父さん、お姉ちゃん、そして、お母さんの順でした。弟  
 君はどうなったかですって？いくら、弟君が犬を呼んでも無視だ  
 ったのです。この家では、犬からみたら、弟君は自分より下だっ  
 たのです。「貴方は犬以下です」と、言われて、弟君凹んでいました。



そうそう、犬は3歳児くらいの知能はあるそうです。以前、我が  
 家のアンディ君、娘の部屋に侵入して、娘が大切にしていた関ジャ  
 ニのカレンダーを噛みちぎり、娘に散々お説教されていました。  
 翌朝、娘の部屋の前に、ウンチがこんもりでした。3歳児の壮絶  
 な仕返しです、……。

# 理聖の部屋

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです！

「これって、法律的にどうなの？」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバツと解説。それが、“理聖の部屋”です。

## 「1項強盗、2項強盗とは？財産罪について考えてみよう」

先日、運転経路を巡ってタクシー車内で男が大暴れをし、車内にある防犯ボードを蹴り壊し、挙句の果てにタクシー代金を支払わず立ち去った、なんとその男が弁護士だったという出来事があり、ニュースになりました。同業者としては何とも残念の一言です。警察は手堅いところで防犯ボード等に関する器物損壊の疑いで男性を書類送検したようですが、タクシーの乗車代金を支払わなかった行為については法的にどのように評価されるのでしょうか。故意の発生時期など細かな状況が分からないので一概には言えませんが、結論から言うと、2項強盗罪にあたる可能性があります。

### 2項強盗ってなに？

さて、みなさん「強盗罪」はご存知のことと思いますが、「2項強盗」はあまり聞きなれないかもしれませんね。今日はこの点につき簡単に解説してみようと思います。

強盗罪については刑法236条で規定されていますが、刑法236条は1項と2項から成り立っています。刑法236条1項は「暴行脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する」と規定しており、刑法236条2項は「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も同項と同様とする」と規定しています。

ざっくり分けると、一般的にイメージされる強盗（銀行強盗や路上で財布などを奪い取る強盗）は1項の強盗にあたります。一方で、本件のように支払義務のある代金を免れた場合（乗り逃げ、食い逃げ）などは2項の強盗にあたります。このように暴行脅迫により強取する対象が物かそうでないかによって1項強盗になるか2項強盗になるかが変わってきます。同じ強盗であっても適用される条項が異なるんですね。ちなみに同じような仕組みは詐欺罪（246条）や恐喝罪（249条）などにも見られます。

細かな点を見ていくと、1項と2項とで検討すべき点が変わってきたりするのですが、1項だろうと2項だろうと刑の重さは変わりませんから、一般の方からはあまり区別する実益はないかもしれません。ただ、1項強盗、2項強盗というようなワードを知っていると、ちょっと知ってる感を出せるのでなんとなくそういうものがあるんだということは覚えておいてもよいかもしれませんね（笑）



弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。  
その多角的思考を法解釈に活かしている。

## たいすけ 大輔の“ここ”が大好き！



弁護士  
氏家 大輔

自他共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

皆様、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

寒い日が続いておりますが、暦の上では1月20日頃が「大寒」といって最も寒い日だそうです。過去、この時期に北海道ではマイナス40度近くになったことがあったそうですが、全く想像もできない気温です。

ちなみに、寒さにまつわる話として、南極や北極では、あまりに寒すぎてウイルスや菌が生息できないので逆に風邪をひかないという話があります（実際は他にも原因があったり一定の条件下ではひいたりするそうです）が、冬は熱中症の心配もほとんどないし、空気も澄んでいるので実は最も運動に適した季節かもしれません。とはいえ体を壊してしまつては元も子もありませんので、皆様も体調にはお気をつけて冬をお過ごしください。



顧問弁護士

松江 頼篤

当事務所きってのベテラン  
弁護士。しかし、音楽や山歩き  
が大好きで少年の心は忘れず。

## 布川事件

明けましておめでとうございます。  
昨年は仕事も多忙でしたが行事もたくさんあり、  
めまぐるしくあつという間に過ぎてしまった一年  
でした。

今年は、2012年(平成24年)11月に東京地裁  
に提訴した布川事件の国家賠償請求事件の一  
審判決が春頃に出る予定です。実に5年以上審  
理してきたこととなります。裁判の途中で文書提  
出命令をめぐる争いがあり、裁判所は一つだけ

認め、それに対し国側が抗告し東京高裁で争わ  
れたことが長期化した原因の一つです。東京高  
裁も文書提出命令を認め一審の判断通りとなっ  
たにも関わらず、国側は裁判所の命令に従わず  
提出しませんでした。こういう状況では残念な  
がら冤罪はまた起きるといわざるを得ません。  
冤罪を生み出す体制を厳しく指弾する内容の判  
決が出るよう期待したいと思います。



## 涼子の良好キッチン



あけましておめでとうございます。

お正月といえばお餅ですが、余ったりしませんか?そこで、今回は、  
**お餅のグラタン**をご紹介します!

まず、オリーブオイルで玉ねぎを炒め、海老、鶏肉、しめじ、ほうれん草、  
塩、こしょうを加えて炒めます。次に、小麦粉を加えてよく炒め、粉気がなくな  
ったら少しずつ牛乳を加えながらよく混ぜます。その後、カットしたお餅  
を入れ、少し煮込んでから耐熱皿に入れ、チーズをかけてオーブンで焦げ  
目がつくまで焼いてできあがり。

お餅がトロツとしておいしいので、試してみてくださいね!



余ったお餅が、グラタンに大変身!



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して9年目  
の三好弁護士が、みなさんに  
オススメしたいとおきの  
一品をご紹介します!

## Pick up News

### どりにむ新年会のお知らせ

新年明けましておめでとうございます。淡路町ドリームでは、皆様の今年の更なる飛躍の糧として  
いただくため、恒例のどりにむ新年会を下記日程で開催致します。毎回大好評のどりにむビンゴも  
ありますので、是非お気軽にご参加ください♪皆様のお越しを心よりお待ちしております☆

平成30年1月26日(金) 開場:18:30 開演:19:00

場所:弊社3階道場

弁護士法人 淡路町ドリーム

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2 クリスタルビル3・4階 受付8階

受付時間:平日 8:00~21:00 土日祝 9:00~18:00 TEL:03-3255-1090

